

東御市結婚新生活支援事業ご案内



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯※1) に対し、結婚に伴う新生活に係る引越や賃貸の家賃等の一部を補助します。

※1) 令和4年1月1日以降の新規婚姻世帯

✻ 補助対象経費

- ☆ 新規結婚に伴う新規の住宅の取得
- ☆ 新規結婚に伴う賃貸の家賃、リフォーム費用
- ☆ 新規結婚に伴う引越し代
(引越し業者又は運送業者への支払い代)



の一部を補助します

✻ 対象者

夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得400万円未満（年収約540万円）の新規に婚姻した世帯

- 公的制度等で家賃補助を受けていないこと
- 市税の滞納がない事
- 新規の住宅取得に係る売買契約の名義人であること
- 賃貸借契約の名義人であること

【重要!】

貸与型奨学金の返済をしている方はお申し出ください

✻ その他

- ✧ 補助上限額：30万円
- ✧ 一世帯あたり申請は一回です
- ✧ 婚姻後の経費で、補助金申請日以降の経費が対象となります。

